

# 特記仕様書

工事名 : 佐敷地区冠水対策工事  
位置 : 南城市佐敷字新里・手登根地内  
工期 : 90日間  
工事内容 : 別紙 工事数量総括表参照

## 第1条（共通仕様書の適用）

本工事の施工に当たっては、沖縄県土木建築部制定の「共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

## 第2条（共通仕様書に対する特記及び追加事項）

土木工事等共通仕様書に対する特記及び追加事項は、下記のとおりとする。

## 第3条（一般事項）

1. 本工事は本特記仕様書及び図面に基づき施工するものとし本特記仕様書に記載されていない事項は、土木工事等共通仕様書、土木工事施工管理基準（土木建築部制定）及びその他の参考図書に準じて施工しなければならない。  
施工は本特記仕様書、図面を優先し、土木工事等共通仕様書、土木工事施工管理基準、並びに、その他の参考図書の順とする。
2. 請負者は、着手前及び施工中に設計図書に不明な点もしくは、疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議しなければならない。

## 第4条（主任技術者及び監理技術者について）

1. 本工事の請負金額が下記に該当する場合は、該当工事による主任技術者又は監理技術者を専任で置かななければならない。
  - (1) 請負工事金額1億円以上  
次のイ又はロに掲げる者
    - イ. 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という）のうち検定種目を一級の建設機械施工又は一級土木施工管理とするものに合格した者
    - ロ. 技術士法（昭和32年法律第124号）による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る）又は林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）とするものに合格した者。
  - (2) 請負工事金額3千5百万円以上1億円未満  
次のイ又はロに掲げる者
    - イ. 技術検定のうち検定科目を一級若しくは二級の建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者。
    - ロ. 上欄ロに掲げる者。
2. 4千万円以上を下請け契約して工事を施工する場合は、主任技術者に代えて専任の監理技術者を置くものとする。

3. 上記の監理技術者は、指定建設業監理技術者資格者証（以下「資格者証」という）の交付を受けた者（直接的、かつ恒常的な雇用関係にある者）でなければならない。
4. 上記の監理技術者は資格者証を常に携帯し、発注者から請求があったときはこれを提示しなければならない。
5. 監理技術者の氏名、資格名、登録者証交付番号を記載した標識を、公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。
6. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。
7. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（工事検査合格通知書における日付）とする。

#### 第5条（主任技術者及び監理技術者の雇用関係について）

1. 建設業法26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又監理技術者は、請負者（企業）と入札執行日以前に3カ月以上の雇用関係が成立していなければならない。
2. 請負者は、着手届と共に、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証等の写し）を提出しなければならない。

#### 第6条（工事カルテ作成・登録について）

請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土日祝祭日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土日祝祭日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない（ただし、工事請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。）。

また、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略出来るものとする。

#### 第7条（施工体制台帳）

請負者は、施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、監督員に提出するものとする。なお、様式には監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載するものとする。

#### 第8条（現場の管理）

1. 請負者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。

#### 第9条（現場事務所の設置）

~~請負者は、工事現場内又は、現場付近に現場事務所を設置しなければならない。~~

~~—事務所内には、本工事の概要、実施工程表、組織表、天気図、その他必要事項を一目で理解できるように作成し、掲示すること。~~

#### 第10条（疑義について）

請負者は工事着手前に必要な調査、測量を行い、設計図書を確認すると共に仕様書及び設計図書の記載事項に疑義を生じた場合は、すべて監督員と協議し、施工しなければならない。なお、協議を怠って生じた損害は、全て請負者の負担とする。

#### 第11条（工事進捗状況の報告について）

請負者は、毎月の工事の進捗状況を翌月の3日までに監督員へ報告しなければならない。

#### 第12条（県産品の優先使用について）

本工事に使用する資材等は、県内で産出、生産又は製造された資材等で、その規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用しなければならない。

#### 第13条（生コンクリートについて）

1. 生コンクリートは、JIS認定工場の生コンクリートを使用するものとする。
2. 均しコンクリートをのぞく、コンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とする。

#### 第14条（琉球石灰岩の違法採掘防止について）

工所用資材として琉球石灰岩（古生代石灰岩を除く）を使用する場合は、出鉱証明書（原本）を提出すること。

琉球石灰岩とは、捨石、栗石、クラッシャーラン等をいう。

#### 第15条（工事に使用する資材等の運搬について）

土砂、資材等の運搬にあたっては、積載超過のないようにするとともに、交通安全管理を充分に行うこと。

#### 第16条（建設発生土について）

##### 1. 搬出の抑制及び工事間の利用促進

###### (1) 搬出の抑制

適正な施工により、建設発生土の発生抑制に努めるとともに、その現場内利用の促進等により搬出の抑制に努めなければならない。

###### (2) 工事間利用の促進

建設発生土の土質確認を行うとともに建設発生土を必要とする他の工事現場との情報交換等を活用した連絡調整、ストックヤードの確保、再資源化施設の活用、必要に応じて土質改良を行うこと等により、工事間の利用の促進に努めなければならない。

##### 2. 工事現場等における分別及び保管

建設発生土の搬出にあたっては、建設廃棄物が混入しないように分別解体に努めなければならない。重金属等で汚染されていると判断される建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。

また、建設発生土をストックヤードで保管する場合には、建設廃棄物の混入を防止するための必要な措置を講じるとともに、公衆災害の防止を含め周辺的生活環境に影響を及ぼさないよう努

めなければならない

### 3. 運 搬

次の事項に留意し、建設発生土を運搬しなければならない。

- (1) 運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること。
- (2) 運搬途中において一時仮置きを行う場合には、関係者等と打合せを行い、環境保全に留意すること。

### 4. 受入地での埋立て及び盛土

建設発生土の工事間流用ができず、受入地に置いて埋立てる場合には、関係法令に基づく必要な手続きの他、受入地の関係者と打合せを行い、建設発生土の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じなければならない。重金属で汚染されている建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。

#### 第17条（建設廃材の処理について）

建設廃材については、知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者の設置した処分場での処分とし、収集、運搬、及び処分にあたっては、「廃棄物の処理、及び清掃に関する法律」に違反しないようにすること。

#### 第18条（標準操作方式建設機械（バックホウ）の使用について）

本工事の施工に当たり、建設機械（バックホウ）を使用する場合は、標準操作方式に指定された建設機械を使用するように努めること。

#### 第19条（排出ガス対策型建設機械の原則化について）

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付け国総施設第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

一般工事用建設機械〔ディーゼルエンジン出力7.5～272KW〕

- ・バックホウ
- ・ホイールローダー（車輪式）
- ・ブルドーザ
- ・発動発電機
- ・空気圧縮機
- ・油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの）
- ・ローラ類
- ・ラフテレーンクレーン

#### 第20条（建設リサイクルについて）

1. 建設リサイクル法及び廃棄物処理法を遵守すること。
2. 請負者は、下請者へ建設リサイクル法第12条第2項に基づき告知しなければならない。
3. 工事で発生した建設資材産業廃棄物は、廃棄物処理法に基づき許可を受けた適正な施設で処理すること。

#### 第22条（環境対策等について）

請負者は、工事の施工にあたっては、「沖縄県赤土等流出防止条例」、「水質汚濁防止法」、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」及びその他環境保全に関する法令等を遵守し、その対策については工事着手前に現場状況の調査、検討を十分に行い、監督員の確認を得た上で施工を行うこと。

#### 第23条（アスベスト含有建設資材の使用禁止について）

原則として、原材料にアスベストを含んだ建設資材を使用しないこと。  
上記の確認にあたっては、メーカーが発行する「アスベストを原材料としていない旨の証明書」などにより行うこととする。

第24条（本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事請負者と随意契約する場合の取扱いについて）

本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事請負者と随意契約する場合にあたっては、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

第25条（アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について）

発生する濁水（汚濁）に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について（通知）（平成24年3月28日付け土技第1257号）」に基づき、適正に処理すること。

第26条（官公庁諸手続き）

1. 本工事に必要な諸官庁及びその他の機関への許認可等必要な申請手続きは、遅延なく行い、かつこれらの手続きに要する費用はすべて請負業者の負担とする。
2. 資材の搬入についての諸手続きは、所管警察署及び道路管理者等と十分調整のうえ請負業者が行うこととし、実施にあたっては、関係官公庁の指示に従い、特に車両渋滞の防止、一般通行者への安全対策及び公害防止に十分配慮すること。

第27条（完成図書）

請負者は、工事竣工に伴い下記の成果品を監督員の承認のもと納品しなければならない。

- (1) 完成図（観音製本）A1版・・・・・・・・・・ 2部
- (2) 〃（観音製本）A3版・・・・・・・・・・ 2部
- (3) CD（JWCADデータ）・・・・・・・・・・ 2部
- (4) その他、監督員の指示する成果品・・・・・・・・ 1式